

## 個票 19 緑化での郷土種の植栽 [道 3(1)①2-1、道 4(1)①2-1]

(2010年作成)

配慮の視点	遺伝子の多様性への配慮 外来生物への対策	配慮	遺伝子攪乱要因の排除
		項目	侵略的外来生物の排除
配慮事項	他の地域から動植物を持ち込まない・持ち出さない 侵略的外来生物の侵入・拡散防止		
配慮事例	緑化での郷土種の植栽		

### ●緑化での郷土種の植栽

#### 【解説】

外来種（移入種）の持ち込み、侵入は、在来種の地域的な絶滅を起こす可能性があることから、施設整備にともなう新たな緑化にあたっては、当該地域の植生を把握し、当該地域の在来種（郷土種）を用いることが生物多様性への配慮につながります。当該地周辺の樹林から採取した種子を近隣地で育てたもの（地域系統種）を導入するなど、地域遺伝子の保全への配慮を検討することが望まれます。

#### 【具体的な工法・配慮事項】

- ① 在来種の苗を入手することが困難な場合も多いことから、早期に計画をたて、現地で実生を採取し、育苗しておきます。
- ② 県の「安全・安心な広葉樹種苗による造林事業の展開」に基づき、原則として北部地域と南部地域間での苗の移動は行わないようにします。

北部地域：豊岡市、養父市、朝来市、美方郡香美町、美方郡新温泉町

南部地域：北部地域を除く県内各市町

#### 【事例】



出典:2

#### 【場所】

兵庫県香美町 国道 178 号

#### 【環境配慮の内容と方法、工法】

- 道路法面の緑化にあたり、ウツギ、タニウツギ、ヤマハギを対象に株移植や播種を行った。
- 緑化には事業地周辺個体から採取したものを持ち込むか、採取した種子を養苗したものを持ち込むか、移植した。

留意点	繁殖力が弱く生態系に悪影響を及ぼすことが軽微な外来種のうち、植生工に有効なものについては、郷土種に有用種がない現状では今後の使用もやむを得ない場合もある。
-----	---

参考資料	1 「安全・安心な広葉樹種苗による造林事業の展開」兵庫県 2 「平成 20 年度事後監視調査結果報告書〔一般国道 178 号余部道路〕」兵庫県 3 「報告書 兵庫県の外来生物対策にむけた提案」兵庫県立人と自然の博物館
------	--